

山梨学院大学ガバナンス・コード
＜第3版＞
取組に対する適合（遵守）状況

2024年7月26日

学校法人 C2C Global Education Japan
山梨学院大学

はじめに

山梨学院大学（以下、「本大学」という。）は、日本私立大学協会が制定した「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を踏まえて、2021年10月21日に「山梨学院大学ガバナンス・コード<第1版>」を制定しました。

その後、2023年7月28日に「山梨学院大学ガバナンス・コード<第2版>」、2024年7月26日に「山梨学院大学ガバナンス・コード<第3版>」に改めました。

今後も、日本私立大学協会が掲げる、以下の5つの原則に基づき、本大学の発展に努めてまいります。

- ① 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
- ② 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
- ③ 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
- ④ 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
- ⑤ 透明性の確保…情報公開等

点検報告

| 記載事項 | 点検結果 |
|--|--|
| 第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重 | 本大学は、自主性・自立性を尊重し、地域社会における役割等を認識し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対して、その価値の向上に努めています。 |
| 1-1 建学の精神 (1) 建学の精神 (2) 教育理念(理想とする人材像) | (1) 「建学の精神」を尊重し、本大学のあらゆる教育の規範としています。 (2) 「建学の精神」を踏まえた「教育理念」及び「教育目標」を掲げ、かつ時代に即した見直しを適切におこなっています。 |
| 1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命) (1) 建学の精神や教育理念に基づく目的及び教育目標 (2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて (3) 私立大学の社会的責任等 | (1) 「建学の精神」や「教育理念」、「教育目標」に基づく、教育目的及び研究目的は、「学則第1条及び第2条」並びに「大学院学則第1条」に明記し、明確な管理と見直しをおこなっています。 (2) 2023年におこなわれた認証評価を踏まえ、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期的な計画の検討・策定をおこなっています。 (3) 運営基盤の強化に努めつつ、学生を最優先とした教育をおこないながら、ステークホルダーとの関係を保ち、社会的責任を果たします。また、多様性への対応として「山梨学院大学における障がいのある学生の支援に関する基本 |

| | |
|--|---|
| | 方針」を定めています。 |
| 第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本) | 私立大学として、教育等の成果の社会への還元という公的使命の負託に応えるため、学校法人の経営における安定性と継続性を図り、大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たすように努めています。 |
| 2-1 理事会 (1) 理事会の役割 | (1) 「寄附行為」の定め通り、意思決定の議決機関として、適切な運営に努めています。 |
| 2-2 理事 (1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 (2) 学内理事の役割 (3) 外部理事の役割 (4) 理事への研修機会の提供と充実 | (1) 「寄附行為」の定め通り、明確な理事の責務に基づきその職務をおこなっています。 (2) 適切な学内理事を配置しています。 (3) 適切な外部理事を配置しています。 (4) 十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。 |
| 2-3 監事 (1) 監事の責務(役割・職務範囲) (2) 監事の選任 (3) 監事監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備 (5) 常勤監事の設置 | (1) 「寄附行為」の定め通り、明確な監事の責務に基づきその職務をおこなっています。 (2) 監事の独立性を重視し、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。 (3) 「監事監査規則」の定め通り、監査をおこなっています。 (4) 監事業務を支援する体制を整えています。 (5) 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置します。 |
| 2-4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割 (2) 運営方法の改善 (3) 評議員会の権限 (4) 監事の選任 | (1) 「寄附行為」の定め通り、諮問機関としての役割を明確におこなっています。 (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めています。 (3) 予め定められた評議員会の権限を適切に行使しています。 (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。 |
| 2-5 評議員 (1) 評議員の選任 (2) 評議員への研修機会の提供と充実 | (1) 「寄附行為」の定め通り、評議員の選任をおこなっています。 (2) 評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 |
| 第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化) | 理事長と学長の権限と役割を明確にし、教学ガバナンスの強化に努めています。 |
| 3-1 学長 | (1) 「山梨学院大学学長規程」の定め通り、その職務をお |

| | |
|---|---|
| <p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> | <p>こなっています。</p> <p>(2) 「山梨学院大学副学長規程」の定めのとおり、その職務をおこなっています。</p> |
| <p>3-2 教授会</p> <p>(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）</p> | <p>(1) 「学則第 50 条」及び「山梨学院大学学部教授会規程」の定めのとおり、教授会の役割を記載し、かつ学長の決定にあたり意見を述べる機関であることを明確にしています。</p> |
| <p>第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）</p> | <p>本大学は「建学の精神」等に基づき、ステークホルダーはもとより、広く社会から信頼されるべく、公共性や信頼性の確保に努めています。</p> |
| <p>4-1 学生に対して</p> <p>(1) 学生に対して</p> | <p>(1) 3つの方針を制定し、入学から卒業までの道筋を具体的に示し、かつホームページにより広く公表しています。また、学生が被害者となるハラスメント等に対しては、厳正に対処しています。</p> |
| <p>4-2 教職員等に対して</p> <p>(1) 教職協働</p> <p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD</p> | <p>(1) 中期的な計画の策定・実行・評価の PDCA サイクルにより、教職協働体制を確保しています。</p> <p>(2) ボード・ディベロップメント、ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントにより、本大学の価値の最大化に努めています。</p> |
| <p>4-3 社会に対して</p> <p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>(2) 社会貢献・地域連携</p> | <p>(1) 7年ごとの認証評価を適切に受審しつつ、毎年度の自己点検・評価活動により、の改善・改革に努め、その内容はホームページにより公表しています。直近では、2023年に認証評価を受審し、日本高等教育評価機構より基準を満たしているとの認定を受けています。この認証評価の結果を受けて、内部質保証体制を確立し、PDCA サイクルの円滑な実施に努めています。</p> <p>(2) 教育・研究活動の社会への還元はもとより、産官学連携や大規模災害時の拠点として、社会貢献・地域連携に努めています。</p> |
| <p>4-4 危機管理及び法令遵守</p> <p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> | <p>(1) 危機管理体制の整備やマニュアルの作成に努めています。</p> <p>(2) 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規定の遵守に組織的に努めています。</p> |
| <p>第5章 透明性の確保（情報公開）</p> | <p>適切な情報公開により、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。</p> |
| <p>5-1 情報公開の充実</p> <p>(1) 法令上の情報公表</p> | <p>(1) 法令上において求められている情報公開はすべておこなっています。</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>(2) 自主的な情報公開 (3) 情報公開の工夫等</p> | <p>(2) 必要に応じて自主的な情報公開をおこなっています。 (3) 本法人及び本大学のホームページや日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」、その他印刷媒体などにより情報公開を工夫しておこなっています。</p> |
|--------------------------------------|--|